-

Mountaineering by morgen
(社) 日本山岳ガイド協会
認定ガイド　末永　直樹

登山と保険

登山は、山岳という危険地帯で行う活動であるため、様々な危険がともないます。
そのため、より専門的な登山を実施している人ほど、リスクマネジメント（危険管理）を行う必要があります。

一般登山における危険管理

① 社会生活
- 登山の翌日に、仕事で重要な案件を入れない事
- 山での怪我及び遭難は、批判的な評価も少なくない

② 装備面
- 登山のジャンル、山行形態、対象の山、時期、天候に応じた装備

③ 傷害及び疾病
- 目的の山岳地帯の危険性を考慮して、事前のトレーニング及び体調管理
- 持病を抱えている方は、リーダーに事前に告知し、医者の診断を仰ぐ

④ 賠償（自動車事故　人為落石　遭難　など）
- 仲間での乗り合わせに備え、使用する車両には十分な任意保険の加入
- 落とした落石が、他人にあたる可能性に備え、日常賠償責任保険の加入
- 遭難に備え、専門の山岳保険への加入

⑤ 天候
- 天候に応じた装備
- 山岳地帯の天候と平地の天候が異なる
- 遭難事故の原因は、多くの場合に気象条件が関わっている

雨具を出すタイミングが遅く
寒さに震える

危険の承認と家族の理解

登山は、安全管理の可能な部分を離れてわざわざ危険な山岳地帯に入り込む行為であり、自動車の運転のように危険な行為を行う社会的必要性はありません。
「危険なことを了承したうえでわざわざ行う」という登山の特性から、「あらかじめ了承した危険の範囲では自己責任」だとする事が要請されます。

かつては、「山に法律を持ち込むべきではない」とされ、山岳事故に法律を持ち込むことを嫌う風潮がありました。
しかし最近は、登山に限らず、全般的に法律問題に対する社会の関心が高くなっています。

引用：『登山の法律学』著者：溝手康史（弁護士・広島山岳会所属）

山岳会を含め、仲間内で行う登山においては、「**危険の承認**」を家族とともに理解納得した上での活動が必要です。

○ 山岳会では、「弁当と命は自分持ち」という言葉がしばしば用いられます。
○ ヒマラヤ遠征登山など、より困難で危険性を伴う登山活動においては、参加者全員が「免責同意書」を提出して参加する場合もあるようです。

一般登山における保険対応可能な様々な危険管理

① 自家用車両での乗り合せての登山
- 自身事故、対物事故、自損事故など

注）「自動車の運転のように危険な行為」という表現がありますが、自動車の危険性は、社会一般的に認知されていますので、 乗り合わせた仲間自身が事故により、障害を負った場合は、賠償金額が**好意同乗**という考えで、過失相殺される場合があります。 ⇒ 自動車に乗るという好意そのものが、その危険性を承認したという考え方

様々な好意同乗の形態
- 便乗型・・・運転者の好意で同乗したとき
- 無断同乗型・・・ 車の保有者や所有者の意思に反して同乗したとき
- 同乗者に過失が認められるとき・・・ 酔っ払い運転だとわかっていて乗ったときなど
- 共同運行供用者型・・・ 交代で運転しながら目的地に行く場合の事故など

乗り合わせ車両の理想的な自動車保険（任意）
加入例） 対人物賠償：無制限 人身傷害 一般車両 弁護士費用
全年齢担保 除く家族限定

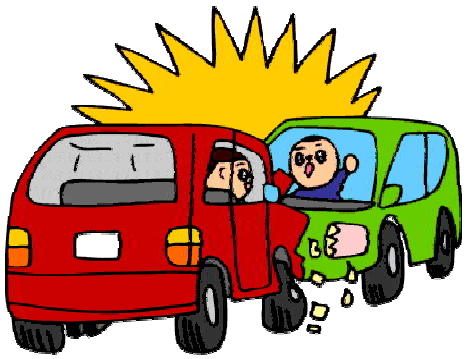

② 第三者から賠償を求められた場合

一般登山活動を含む様々な日常生活で起因する賠償問題に対応可能な保険は、日常賠償責任保険です。自動車保険や傷害保険に特約でわずかな掛金でかける事ができます。

③ 怪我に対する備え

登山中の自身の傷害に備え、生命保険及び傷害保険で対応できます。
怪我（傷害）とは、**事故の三要素**を満たした場合をいいます。

事故の三要素
急激 かつ 偶然 かつ 外来

事故の三要素を満たさない、高山病・持病の悪化・凍傷などについては、傷害保険での対応はできません。その場合は、生命保険での対応が可能です。

注） 損害保険では、**事故の三要素**を満たさない場合については、保険対応はできません。

④ 病気に対する備え

「③ 怪我に対する備え」でご説明したとおり、登山中の高山病・持病の悪化・凍傷などについては、傷害（損害）保険では、対象となりませんので、もしもの場合に備え、生命保険の加入が理想となります。

⑤ 山岳遭難に対する備え

街中では、特に問題とならない簡単な捻挫においても、山岳地帯では、遭難場合によっては、最悪の事態の可能性もあります。
特に単独で登山を行われる場合は、それらの可能性はさらに高くなります。

単独登山では、常に数日程度は山中で過ごすことができる装備の持参していることが理想です。

- ○ ツエルト
- ○ ガスコンロとガス
- ○ 着替え
- ○ 通信手段
- ○ 地図・コンパス・ヘッドランプ・雨具
- ○ その他

街中とは異なり、すぐに救援を要請することができない山岳地帯では、セルフレスキューが原則となります。不測の場合に備え、日頃から救助活動の訓練を行うことが必要です。

遭難対策のための保険

引受会社	保険種類	説　明	特　徴
損害保険	遭難捜索費用特約	山岳登はんの行程中で遭難が明らかな場合、または遭難が明らかでない場合で下山予定日の翌日午前 0 時以降 48 時間が経過し、親族が警察等公的機関などに捜索を要請した場合に、遭難した被保険者を捜索、救出、移送する活動に従事した者に対し、捜索に要した費用のうち、捜索者からの請求に基づき被保険者が支払った費用で、かつ、社会通念上妥当な費用を保険期間を通じ、保険金額を限度額にお支払いします。	傷害保険に特約で契約可能ですが、山岳専門の代理店のみが商品として取り扱っています。
	救援者費用等補償特約	一般登山の**急激かつ偶然な外来の事故**によって被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索･救助活動を要する状態となったことが警察等の公的機関に確認された場合に、有料捜索隊や救助用ヘリコプターなど捜索救助にかかった費用の実費を保険金額を限度にお支払いします。	傷害保険に特約で契約可能で、一般の代理店でも契約が可能です。
日本費用補償少額短期保険	レスキュー費用保険	遭難の原因･季節･場所･活動形態を問わず、捜索や救助を要請する場合、警察から委嘱された遭対協の人たちの経費や、警察を通じて要請された民間ヘリコプターの搬送費用などをお支払	遭難対策のみの保障で、山岳専門の保険会社が取り扱っています。 【モルゲン】がおすすめしたい保険です。

山岳登はんとは

山登りのうち、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用する場合をいいます。
一般的に傷害保険では、このような場合の事故を補償するためには、所定の割増保険料を支払って契約することが必要です。
海外旅行保険も傷害保険のひとつですから、割増保険料が必要です。また海外での登山のうち、危険度の高い山はさらに高額な割増保険料が必要です。
なお、登山用具を使用しない、いわゆるトレッキングは割増不要です

	山岳登はんに該当しない 私生活や登山中でのケガ	山岳登はんに該当する 運動危険行為中のケガ
運動危険割増なし	○補償	×補償対象外
運動危険割増あり	○補償	○補償

夏山（社会通念上の6月から9月程度まで）一般登山で、歩行の安全確保のためのアイゼン使用に関しては山岳登はんとは見なさず、運動危険割増不要で補償します。また、軽アイゼンの定義はありませんので社会夏山（社会通念上の6月から9月程度まで）一般登山で、歩行の安全確保のためのアイゼン使用に関しては山岳登はんとは見なさず、運動危険割増不要で補償します。また、軽アイゼンの定義はありませんので社会通念上夏山一般登山道歩行の安全確保のためのアイゼンの使用とし、爪の本数は問いません。

捜索費用パーティー頭割りの法則

パーティーもしくは個人が下山日を過ぎても帰らず、所属の山岳会または被保険者のご家族が警察へ捜索依頼した場合に捜索が開始されます。その捜索費用はパーティー全員に請求されます。 保険ではそのパーティー人数に按分された捜索費用のみお支払い致します。パーティーで保険未加入者は 個人負担となり保険の適用はありません。

参考：山岳保険・登山保険・ハイキング保険は、木村総合保険事務所（有）
http://kshj.co.jp/index.html

登山教室【モルゲン】では、安全登山の普及啓蒙ということで、それぞれのグループで行う登山や単独での登山でも対応できるように、山岳保険の加入を推奨いたしております。

特におすすめする山岳保険は、レスキュー費用共済！

日本費用補償少額短期保険
関東財務局登録 関東財務局長（少額短期保険）第53号

登山教室【モルゲン】では、お客様のお一人お一人、全員に損害保険会社と特約書を締結して、包括的に、下記の保障内容の国内旅行総合保険を付帯しております。

引受保険会社 ： 損害保険ジャパン

保障内容

補償内容	保険金額
死亡・後遺障害	1,000 万円
入院補償	5,000 円
通院保障	2,500 円
賠償責任	1,000 万円
救援者費用等	100 万円

平成２２年度４月１日以降のガイディングに対しての保険契約については、契約内容を下記の２種類に分けての契約を検討しております。

Aプラン ： 「実技講習会」 及び 「のんびりプラン～（雨天中止）」
通常の一般登山より、さらにリスクがすくない」講習会及びガイディングを想定しています。特に、「のんびりプラン～」は、初心者でも気軽に参加できるハイキング程度のガイドを考えております。

Bプラン ： その他のガイド 前年度同様の内容で契約を行います。